

## 一般事業主行動計画

従業員の働き方を見直し、働きやすい環境を作り、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間

### 2. 内容

#### <目標1>

出産・育児に関する相談窓口があることを周知し、情報の提供を行い、従業員の制度活用を促進する。

#### <対策>

令和5年8月～

相談窓口について、社内掲示物を更新し、周知徹底を図る。

令和6年2月～

出産・育児に関する制度に関して、公の制度や金銭面についての情報を記載したリーフレットを更新。

#### <目標2>

計画期間内の男性の育児休業取得率50%以上

#### <対策>

令和5年8月～

引き続き、育児休業取得対象の従業員に対して、事前に上司・人事担当より育児休業の取得を勧奨する。

令和5年11月～

管理職に対して、育児休業の制度に関する研修を行う。